保　護　者　殿

 　 山梨県立甲府支援学校長

学校において予防すべき感染症による出席停止について

 お子さんは、学校保健安全法第１９条によって、学校において予防すべき感染症に罹患しましたので、医師の登校許可が出るまで出席停止となります。出席停止日数は欠席日数に含まれませんので、家庭で十分休養をとってください。登校の際には、下記の登校許可書を主治医に記入していただき、学級担任へ提出してください。

登　校　許　可　書

甲府支援学校

 　　　部　　年　氏名

【**病名】**

**１．麻疹　　　　２．水痘　　　　３．流行性耳下腺炎　　　　４．風疹**

**５．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**

 　　上記疾患により、　　　　　月　　　日　より治療中でしたが、他の児童生徒に感染の

おそれはないので、　　　　　月　　　日　より登校を許可します。

　　　学校において注意することがありましたら、御記入ください。

|  |
| --- |
| 　　 |

 令和　　年　　月　　日

 医療機関名

 医師名 　　 印